



## 賃金デジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

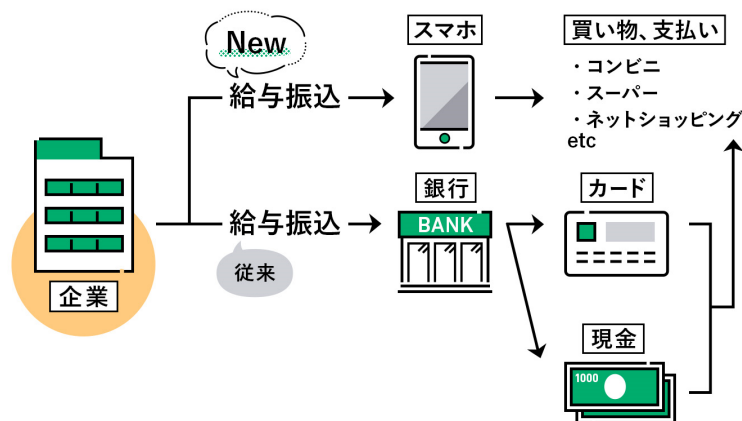
- 現行制度では、資金移動業者(●●pay等のサービス業者)にとって、①**指定審査が長期間にわたること**、②破綻時の利用者の資産保全のための要件として、資金移動業を行うために課される**資金決済法に基づく保証に加え**、賃金デジタル払いを行う場合、支払いの迅速性を担保するため、**労基法施行規則に基づく保証が上乗せで課されること等が参入障壁**との声。
- このため、①Q&A拡充など審査時のポイント明確化等による**審査の迅速化**、②資金決済法の改正※で破綻時の労働者への資金返還の迅速性が担保される場合には、**労基法施行規則の改正等により2階部分の保証を廃止・緩和**。

※令和7年3月7日国会提出、5月15日財務金融委員会に付託

➔ 事業者の新規参入を促進し、**スポットワーカー等の労働者の選択肢の拡大・利便性の向上、キャッシュレスの社会実装を促進**。**指定済みが1社**(令和6年11月時点)**から4社**(令和7年4月4日時点)**に増加**。

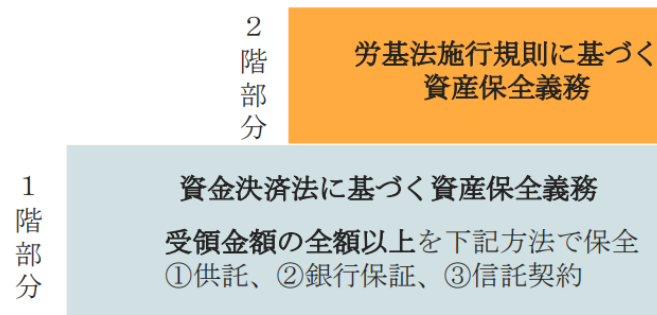
＜労基法施行規則及び厚労省ガイドライン等において、資金移動業者が、資金決済法上の保証とは別の保証の枠組みを有する必要がある要件を廃止・緩和＞

### 【賃金デジタル払いのイメージ】



### 【二重保証による資産保全要件】

- ・資金移動業者が破綻した場合、労働者への迅速な資金返還を担保するため、労働基準法施行規則に基づく保証が2階部分として上乗せ。
- ・ただし、改正資金決済法案(令和7年3月7日国会提出)では、保証機関等による労働者への直接返還が可能となり、**破綻時の利用者への資金返還が大幅に迅速化(現状170日 ⇒ 30日程度)**





# 水素社会の実現に向けた規制改革

- 水素はカーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーだが、水素の利活用を進めるための環境整備は途上。
  - ①水素ガスの陸上輸送する際に容器ごとに弁が必須（一般高圧ガス保安規則(通産省令)）であるため、欧州で導入が進む水素輸送用の**大容量トレーラの導入が構造上不可能であり、輸送コストが高い。**
  - ②**水素船の燃料充填や容器に係る技術基準が未整備**であり、水素船の商用化に壁（船への水素燃料補給箇所はほぼ皆無）。
- このため、①**水素ガス容器の技術基準を改正**し、輸送コストを低減する**大容量トレーラの導入を可能**とし、②**船舶の燃料用ガス容器の規格や充填施設に係る基準の策定等**を検討。（①令和8年度着手、②8年度検討等）
- ➔ 水素の利活用に係る**投資の拡大・開発を促進**し、脱炭素化に向けた**水素エネルギーの社会実装**を早期に実現。

＜一般高圧ガス保安規則において、①複数のガス容器を集結して車両に固定する場合、容器ごとに1つの元弁を設けることとされている点を、まとめることができるように改正、②船舶用水素スタンドの技術上の基準等を新規に制定 等＞

## 【水素ガス運搬トレーラ】

・欧州で実用化されている大容量・低コストで運搬可能なトレーラは、**輸送コストを1/3～1/2に低減する効果が見込まれるが**、コンテナ内の十数程度の容器が連結されて1つの弁で閉じられる構造であるため、容器ごとに弁を設けなければならない現行法令の下では利用が不可能。

|                    | 国内既存             | 欧州モデル              |
|--------------------|------------------|--------------------|
| 車両イメージ             |                  |                    |
| 全容積                | 15m <sup>3</sup> | 39.9m <sup>3</sup> |
| 圧力                 | 19.6MPa          | 30MPa              |
| 水素積載量              | 210kg            | 850kg              |
| 輸送コスト<br>(需要量：小※1) | 410円/kg          | 517円/kg            |
| 輸送コスト<br>(需要量：大※2) | 527円/kg          | 161円/kg            |

※1…1日あたり、距離50km、需要量50kgを想定。  
※2…1日あたり、距離100km、需要量500kgを想定。

## 【水素を燃料とする船舶】

- ・各国でも黎明期である中、我が国でも船舶の燃料用ガス容器の規格や取扱い、充填施設等に係る**基準が未整備**。
- ・ルール策定し、各国に先駆け、**電化が難しい船舶の分野で脱炭素化**を実現。

### 水素バンカリング実現への取り組み

#### STEP 1 (～2021) カートリッジ式(Type1&3)

既存ルール・規則範囲  
～水素100kg 小型船用

- 水素供給コストアップ
- 積み下ろし時の機材・人員
- 利用できる岸壁が限定
- 大型化(重量、道交法の制約)

➢ ハイドロびんごにおける実船検証

#### STEP 2 (～2025) Shore to Ship

大容量水素容器の船舶搭載  
～水素500kg 中小型船用

- 船舶向け水素ステーション設置費用
- 岸壁から直接バンカリングできる船のサイズは限定的

➢ 水素ステーション設置  
➢ 国内メーカーとの船舶向け水素燃料タンクの共同開発  
➢ 固定式水素燃料タンクの船舶搭載及び実証

#### STEP 3 (～2026) Ship to Ship

水素バンカリング範囲拡大  
水素500kg～ 中大型船用

- 陸上設備投資の低減
- ゼロエミ船 + 水素バンカリング

➢ 圧縮ガスと液化水素の経済性比較  
➢ 大容量の水素タンク及び付帯設備を搭載可能な水素バンカリング船開発



# 迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進

- 被災時における倒壊家屋の解体・撤去等を、所有者ではなく市町村が公費で行う仕組みとして、**公費解体制度**が存在するが、建物の**所有者が共有者全員の同意を得て申請することが必要**であり、**手続に長期間を要することが課題**。
- 令和6年能登半島地震において、手続の円滑化の施策として、**損害が著しく「建物性」が失われている場合に、共有者全員の同意取得を不要とする事務連絡※**を発出。  
※令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（周知）（令和6年5月28日環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、法務省民事局参事官室・民事第二課事務連絡）
- 他方、自治体からは、マニュアルに示された「建物性が認められない例」も少なく、**建物性の判断基準が不明確で判断が困難**との声。また、**判断に要する人材のリソース不足への懸念や申請書類の簡素化等**を求める声。
- このため、①令和6年能登半島地震における建物性の判断の**具体的事例の収集・公表**、②判断において専門的な知見を有する**土地家屋調査士等をプッシュ型で活用する仕組みの構築**、③**申請書類の簡素化・標準化等**を実現。  
(①、②：令和7年度措置等、③令和7年度検討開始、令和8年度結論・措置)

➔ 災害時の迅速な公費解体を可能とすることで、**災害対応力を強化し、迅速な復旧・復興とコミュニティ再生を可能に。**

＜廃掃法に基づく災害廃棄物処理事業に当たって市町村が参照する公費解体・撤去マニュアル（第5版）を改訂し、建物性の判断基準について市町村視点で不明瞭な表現を明確化し、また、公費解体の受付を必要最小限の本人確認方法及び書類で行う旨を明記＞

## 【建物性の判断基準】

- ・定着性：土地に定着
- ・外気分断性：屋根及び周壁又はこれに類するものを有する
- ・用途性：その目的とする用途に供し得る状態

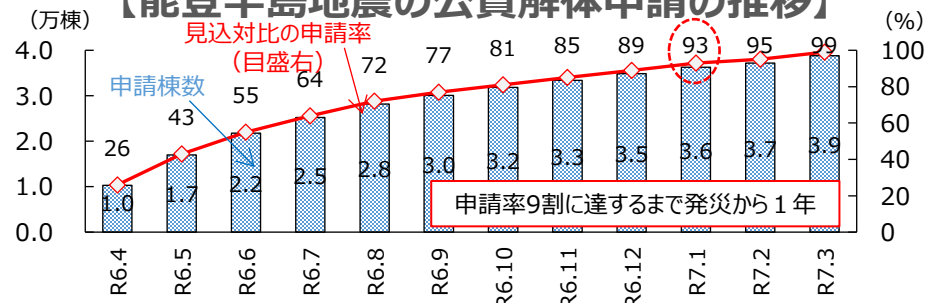
※なお、罹災証明における全壊・半壊は、建物の居住のための機能の損害割合を算出するなどし、住家の被害の程度で判定されるもの。  
罹災証明で全壊と判定されても、建物性が認められる場合には、公費解体申請に際し、共有者全員の同意取得が必要。

（出典）「公費解体・撤去マニュアル（第5版）」（令和6年6月改訂、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室） 参考

## 【建物性が認められない例】



## 【能登半島地震の公費解体申請の推移】



（出典）「災害廃棄物処理（公費解体）の推進について」（環境省）を基に規制改革推進室作成

（出典）「公費解体・撤去マニュアル（第5版）」（令和6年6月改訂、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）



# 救急救命処置の範囲の拡大

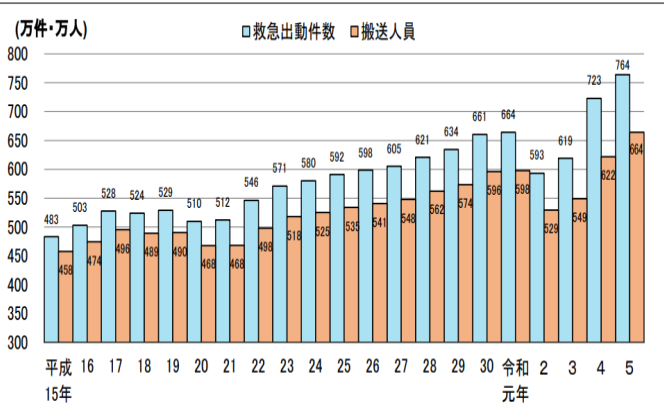
- 高齢者人口の増加も背景に、**救急出動件数・搬送人員が過去最高**となり、**病院収容所要時間も増加基調**となるなど、都市部・地方部問わず、救急医療体制はひっ迫。
  - こうした中、救急救命の現場（救急救命士、病院等）から、**厚労省省令・告示・通知で規定される救急救命処置**(救急救命士が医師の指示の下で実施可能な処置(33処置))について、病院到着を待たず**1分1秒でも早く処置すべき行為の追加を求める声**。
  - このため、救急医療の質の向上を図る観点から、厚労省審議会等において**救急救命処置の範囲の見直しを検討**。  
(令和7年度検討開始、8年度結論等)
- ➔ 救急医療のタスクシフト/シェアを進め、**救急医療の質を向上**。災害時などの有事の対応力も強化。

<厚労省審議会等における処置の安全性、必要性、教育体制等の視点からの検討を経て、処置の追加等する場合には、救急救命士法施行規則第21条、同条に基づく告示又は関係する通知を改正>

## 【救急出動件数/搬送人員、病院収容所要時間等の推移】

- ・救急出動件数、搬送人員ともに、令和5年に過去最高を記録。
- ・現場到着時間、病院収容所要時間も増加基調。

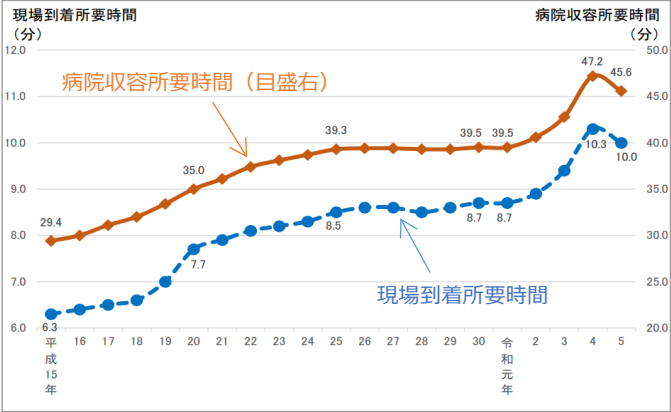
救急出動件数及び搬送人員



(出典)

[左下・中央下]総務省消防庁「令和6年版 救急救助の現況」より引用、[右上(左)]一般社団法人全国救急救命士教育施設協議会より提供、[右上(中央・右)]ヴィアリス製薬合同会社より提供、[右下]第2回健康・医療・介護WG（令和7年3月14日開催）資料1-2より引用

現場到着所要時間及び病院収容所要時間



## 【現場から強い要望がある処置例】



アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与  
(アレルギーのショック症状に有効な処置)  
※1回使い捨ての簡易注射キットによる。



C P A P マスクを用いた非侵襲的人工呼吸  
(心不全への呼吸確保に有効な処置)